

坂戸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項及び坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年5月28日

坂戸市監査委員 野村 康
同 森田 文明

1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和6年5月15日	城山小学校、城山中学校、浅羽野小学校
令和6年5月17日	千代田中学校、片柳小学校、上谷小学校、 大家小学校、桜小学校

2 監査事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。